



美祢市告示第149号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により美祢農業振興地域整備計画を令和7年11月27日付けで変更したので、第13条第4項の規定において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和7年11月28日

美祢市長 篠田 洋司



- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
美祢市役所 建設農林部 農林課 美祢市大嶺町東分326番地1
- 2 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果
別紙のとおり

(別紙)

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果について

1 意見書の提出期間 令和7年10月7日～令和7年11月6日

2 意見の要旨及び処理結果

(美祢市農業振興地域整備計画)

意 見 の 要 旨	提出数	処理結果
なし	なし	なし

A 対応（反映）済 : 農業振興地域整備計画の変更案に既に記載済みのもの

B 対応（反映）する : 文章の修正、記述の追加農業振興地域整備計画に反させたもの

C 事業対応（検討） : 今後農業振興施策を展開する中で検討すべきもの

D 対応（反映）困難 : 諸般の事情により対応が困難なもの

E その他 : 情報提供、感想、質問、今回の県に関係ないもの等